

都市計画税

都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用などに充てるために、目的税として課税されるものです。

納税義務者

毎年 1 月 1 日（賦課期日）現在、都市計画区域内（農業振興地域を除く）に所在する土地・家屋を所有している人又は法人になります。

課税標準額

固定資産税と同じく、土地・家屋の価格（評価額）です。なお、土地については固定資産税と同様の負担調整措置がとられています。

税額の計算

課税標準額 × 税率（0.3%） = 税額

但し、固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税も課税されません。

納税の方法

市役所から送付します「固定資産税・都市計画税納税通知書」により、納めていただくこととなります。

用途

都市計画事業のために借り入れた地方債の償還にあてられています。